

## **平成26年度 第2回文京区地域福祉推進協議会 障害者部会**

日時 平成26年5月27日（火）午後10時から午後0時01分まで

場所 文京シビックセンター24階区議会第1委員会室

### **<会議次第>**

1 開会

2 議題

(1) 障害者計画（平成24年度～平成26年度）

【資料第1号】

【別紙】

(2) 次期障害者計画の重点課題と方向性（案）について

【資料第2号】

3 その他

### **<地域福祉推進協議会障害者部会委員（名簿順）>**

#### **出席者**

高山 直樹 部会長、安東 治家 委員、柴崎 清恵 委員、齊田 宗一 委員、  
佐藤 澄子 委員、安達 勇二 委員、猿渡 達明 委員、天野 亨 委員、  
山口 恵子 委員、伊藤 明子 委員、江澤 嘉男 委員、古市 理代 委員、  
秋田谷 徳子 委員、溝畑 雄二 委員、清野 亜美 委員

#### **欠席者**

佐久間 光江 委員、望月 和美 委員

### **<幹事>**

#### **出席者**

須藤障害福祉課長、福澤福祉センター所長、新名保育課長、  
伊津野保健衛生部参事予防対策課長事務取扱、宇民教育センター所長

#### **欠席者**

北島教育指導課長

### **<傍聴者>**

5名

**障害福祉課長：**皆様、おはようございます。第2回の障害者部会を始めたいと思います。

それでは、高山委員長、よろしくお願いいたします。

**高山部会長：**おはようございます。今日は平成24年度から6年度までの進捗状況を確認していただき、今日の重要なところは次期の障害者計画の重点課題と、枠組みを議論していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、まず事務局から出欠確認と連絡事項をお願いいたします。

**障害福祉課長：**本日の委員の皆様の出欠状況についてですけれども、本日は佐久間委員、望月委員がご欠席です。それから、溝畑委員は本日ご都合により途中でご退席と伺っております。また、猿渡委員は少々おくれていらっしゃるご連絡をいただきました。幹事ですけれども、北島教育指導課長が本日は欠席となります。ご報告は以上です。

次に、資料の確認をさせていただきます。

本日は事前にお送りいたしております次第、それから資料第1号、これは障害者計画の進捗状況についてというもので、そこには別紙となります実績報告がついてございます。それから資料第2号、次期障害者計画の重点課題と方向性の（案）、こちらのほうが事前送付となっております。そろっておりますでしょうか。それから、本日の席上配付資料ですけれども、障害児調査・子育てニーズ調査共通設問に関する資料がございます。それと、文京区における今後の障害者施設の状況について、この2部が本日の席上配付資料となっております。資料については後ほどまたご説明を申し上げます。

**高山部会長：**資料はよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、本日の予定について、説明をお願いいたします。

**障害福祉課長：**次第をご覧ください。

本日、まずはこの3年間、24年度から26年度の障害者計画の進捗状況についてご説明を申し上げます。それから、それを踏まえて27年度以降の計画の重点課題とその方向性についてをご議論をいただければと思っております。説明は以上です。

それから、議題に入る前に、前回、委員の皆様よりご質問をいただいた幾つかのご質問についてご説明をしたいと思いますよろしいでしょうか。

まず、天野委員から29年度までの障害の方の人口推計についてというご質問がありました。これまで特に推計という形を行って来てはいないのですが、ほかのところの自治体と確認をしましたところ、一定、その人口割合等を勘案した推計等がございましたので、一つの案としてということでやってみたものがございます。

身体障害者の方につきましては、障害種別に見ますと、視覚障害の方の推計ですけれども、これは平成23年度をピークに少々減少傾向ということになっておりますが、それでも将来的には少々微増ということで、現在、平成25年度におきまして362人の方ですが、5年後においては370人程度ということで、ほんの少しふえるという予想になります。

それから、聴覚、平衡障害の方、こちらは年0.1%程度の減少。ただ、ほぼ同じになります。

それから、音声・言語障害の方、こちらは今60人ほどですけれども、ほとんど同じ程度で推移するだろう。

それから、肢体不自由の方ですが、今現在、2,400人程度の方々。これは微妙に増加傾向で、5年後は2,500人ぐらいという予想になっております。

内部障害の方については、現在、1,500人余りですが、5年間で100人程度増加。というような、これは一つの参考値ですけれどもそんな形です。

それから、知的障害の方ですけれども、1度の方と4度の方は増加傾向ということになりますが、2度、3度の方はやや減少傾向。トータルとしては、この5年間で1割程度増加という見込みになります。

精神障害の方は、これは平成22年度をピークに1級、2級の方は減っているのですが、3級の方は増加傾向と。手帳取得の方が増えているという形になっております。人口推計については以上です。

続きまして、望月委員からは、前回、難病の調査票の送付対象者のご質問がありました。ご質問の趣旨は、今回は医療券で抽出いたしましたけれども、実際には重い方ほどマル障の医療券を使っていらっしゃるのではないかとのご質問でした。制度の確認をしたところ、難病の医療券を持っている方で重度の障害で身体障害者手帳を持っているとすればマル障の交付の申請ができると。マル障のほうが医療費の助成できる範囲が大きいという。難病の方は難病の部分だけですので、マル障をお使いになる方が確かにいらっしゃるということです。

ただ、一つは進行性のものについては手帳が取得できないこと、それから、高齢になってからの発病に関してはマル障がとれないということもありますので、事情としてはそういうことになってますが、ただ、今回の調査対象者の抽出に関してはマル障の交付者で難病の方ということの切り出しがシステム上難しかったということがありましたので、今回は医療券の方のみを抽出対象としたという事情がございました。

続きまして、古市委員から障害児の調査と、子育てニーズ調査の結果の共通設問についての比較ということで、本日、席上配付の資料を出させていただきます。こちらのほうですが、ざっと特徴のあるところを説明させていただきます。

これは大きく就学前と就学後という形で対象が異なる調査がここに3枚ずつ入っております。例えば問5、母親の就労状況ですけれども、フルタイムの就労の方は子育て、一般の方々の調査よりも少ない。それからパート・アルバイトのほうが少々多い、そして、以前は就労していたが、現在は就労していないという方が比較的多くなっていると、そういう傾向が見られると思います。

それから問7、お子さんを見てもらえる人の有無でも差が出ているのかなという感じがいたします。

その次の2ページをご覧ください。

問16の①、私用、親の通院、そういった就労等の目的で不定期に利用をしている区の一時的預かり事業ですけれども、こちらでは幼稚園での預かり保育の利用が多い、あるいは区の短期保護。これは一般のほうではございませんけれども、こういった形のご利用が多いという傾向が出ております。

それから17の②、預ける先の事業形態等についても差が出てきているかなという感じがしております。

それから問21、子育てへの感じ方。やはり辛いと感じるということが多い方が傾向として多くなっているというところが出ております。

問22ですけれども、ここの部分についてもいろいろな点で差が出てきているかなとい

うところでございます。

それから問23、相談相手のところ。こちらは相談相手、相談先としてご家族。これは全ての方が選択肢で選んでいるかと思いますが、ご家族、親族が比較的少なくなっておりますが、福祉センター等あるいは相談支援機関の専門職、こちらのほうに相談という方が、これは当然ですが、こういったところが多くなってきていると。少し不思議だったんですが、友人・知人という方への相談が相談相手としてはなかなか出てこないという傾向が見られました。

こういった傾向は、相談機関等の認知度の違いですので、これはご参考にと申し上げますけれども、就学後につきましてもある程度同じような傾向が出てきております。

9ページの間21をご覧ください。こちらでも、いろんな悩み・不安がございますが、特に大きく割合が出ているのは、子どもの成長や発達について、それから兄弟・姉妹の子育て、障害への周囲の理解、あとは就学や進路、そういったことについての特徴が出ているように感じております。

説明は以上です。

**高山部会長：** 前回のご質問の回答でありますけど、何かご質問はありますか。

**古市委員：** 連絡協議会の古市です。須藤課長、ありがとうございました。

こちらのアンケートを今、主なところを読み上げていただいたんですけれども、就学前のお子さんにしても、就学後のお子さんにしても、やはり、子育てがしづらいということが如実に数字にあらわれているなということが感じられます。これはこの瞬間に始まったわけじゃなくて、恐らく何年も前からこういう数字は出ていたと思うんですけれども、これに対して具体的に文京区としてどのような施策を講じてきているのかなというところがちょっと疑問がありまして、先ほど、就学前のほうでも子育てのことで相談相手ですね。なぜが友人・知人がいない、ゼロという数字が出ているんですけど、これは当然でありまして、私なんかもやっぱり幼稚園時代に友人・知人に子ども悩みを相談するなんてことはとてもできませんでした。理解してもらえないだろうし、その回答を期待するわけでもないです。それは家族・親族でも同じで、今、大変な時期だからということではなだめつかされて、専門機関のほうには行きますけれども、やっぱり相談できる人がいないという数字が高くなっているのもうなずけるなって、そういったご家庭を、お母さんたちをどうやって救っていくのかなというところも、今後、施策のほうに反映していただきたなと思います。

あと、就学後に関しまして1点抜けているなというところが、放課後の過ごし方なんですけれども、8ページの間12。放課後の過ごし方で顕著に数字にあらわれているのが、やはり障害を持つお子さんが放課後どうやって過ごしているかなというところで、友達の家なんか遊びに行くことはやはりなかなか難しいですね。やはり自宅いることが多い。一般のお子さんでも自宅にいることが多いという数字は高いんですけれども、やっぱり習いごとに関しても、一般のお子さんは習い事が78%という数字が出ていますけれども、障害のあるお子さんは29.9と極端に低くなっている。やはり、なかなか子どもが余暇を過ごしたり、放課後過ごす場所がないという、そういう現状があるからこういう数字になっているのかなというところがあります。それに伴って、やはり子育てにおける悩みや不安という数字が高くなってきていると思いますので、これから小学校以上のお

子さんの放課後の過ごし方、居場所対策というのをもっともっと充実させていただきたいなと思います。

ありがとうございます。以上です。

**高山部会長：**ほかに何かございますか。

この比較をちょっと読み込んで、どういうふうに反映させていくかというのはもう一つ課題としてあるかもしれませんね。よろしいでしょうか。

(なし)

**高山部会長：**それでは、本日の議題に入りたいと思います。

議題の1ですが、障害者計画、24年度から26年度の進捗状況について。説明をお願いします。

**障害福祉課長：**資料の第1号をご覧ください。

こちらは、現在の計画、平成24年から26年度まで、今回の24年、25年の実績についてご報告を申し上げます。実績の報告事業数は合計で110事業、これはほかの事業よりかなり多い数になります。内訳ですけれども、障害者計画の進行管理対象事業が92、ほかの計画での進行管理が7事業、そして計画外事業が1、このような構成になっております。その説明、なお書きの後なんですけど、障害者計画の進行管理対象事業には国において年度ごとの数値目標及び必要量の見込みを定めることとされている事業があります。ここでは星のマークがついているもの、それがそういった国の事業になっておりますが、それを含めたため、進行管理対象事業が多くなっているという状況がございます。

このあたりの扱いをどうするかを今回、また計画の中でご相談をできればと思っております。といいますのは、ちなみに介護保険制度が入ったころには計画の中におきまして、高齢者介護保険事業計画の中におきまして、介護保険のサービスを全てこういった形にしていたことがありましたが、かなり多くなってきて、その進行管理がかなり難しいこと、そして、これは目標設定。基盤整備とかは目標設定になりますけども、どちらかというところと推計をしていく部分もありますので、そのあたりの施策として取り組むべきもの、それから今後の推計として考えるもの、そのあたりの切り分けが必要な部分があるかなというところがございます。現在におきましては、これは全て進行管理事業となっておりますので、そういう形でご報告をいたします。

2番目ですけれども、今回の記載の仕方が3種類ございます。内容的には①から⑥になりますが、一つ、様式1では数値目標を立てずという形のものがございます。次のページをご覧くださいまして、様式2の形は計画の最終年度のみ数値目標を掲げる事業、そして様式3では毎年度の数値目標を掲げる事業、ちょっと記載の中身が違ってまいりますので、そこを踏まえながらご覧いただければと思います。目次以降は全ての110事業の中身になります。具体的な部分につきまして、別紙のほうで。前回まではこの実績だけのご報告をしていたんですが、傾向として少しわかりやすいようにということで、進捗状況という形で1枚書かせていただきました。一番上に書いてございます進捗状況と書かれた部分に従ってご説明をしたいと思います。

まず、自立に向けた地域生活への支援の進捗状況をご覧ください。

日常生活支援サービスの充実の部分です。居宅介護については、それぞれ、身体、家事ともに増加しております。

それから、重度訪問介護の利用者についても、23年度からは25.7%増加してきているというものです。

障害の方の外出時における行動援護は、23年度以降実績がない状態になっております。これは行動援護に対応できる事業所が近隣にないということが一つ大きいかなということと、そこをカバーするために移動支援等のほかの事業で支援を行っているという状況になっております。

それから、在宅生活の継続のためのキーになるといわれております短期入所、それから日中短期入所については、利用者数は減少または横ばいという状態です。この原因となりますのは、区内に対応できる事業所がないということが大きな課題。

ただ、今後の計画の中では、来年4月のショートステイができるということもございますので、そこで変わってくる可能性はあるかと思いますが、この過去においてはそういった状況になっております。

移動支援、この利用希望の方は増加傾向ということです。

それから、生活の場の確保ですが、障害者住宅あっせん事業については、障害者の方の希望をする住宅条件と、それから民間の、供給側の条件に乖離があるということで、これは具体的にはやはり希望をされる面積、条件、そして一番は家賃の金額の部分に乖離があるということです。

それから、小石川4丁目の公有地を活用した知的・身体障害者グループホーム・ケアホームの整備に向けて建設工事着工に向けた工事説明の開催等と。これは少し過去のお話で、今は既に着工し、進んでいるという状態です。

平成25年度の共同生活介護(ケアホーム)の利用者数は62人、共同生活援助(グループホーム)は48人のご利用がございまして、毎年微増傾向となります。これも基盤整備が進めばさらに進むかと思われます。

新福祉センターの部分ですが、この建設に向けて関係事業者や庁内部署との連携、調整を行い、工事の進捗状況は今のところ順調です。

それから26年3月に運営受託事業者主催の説明会が開催されました。

次に地域生活への移行の部分です。

福祉施設に入所をする障害者や入院中の精神障害者の方の地域生活への移行を進めるため、ホームヘルプや訪問介護、グループホーム等への障害福祉サービスの利用支援を行っておりまして、24年度、25年度とも1名ずつの地域移行がありました。

ちなみに、これは今後かなり国としても進めたいという意向のある部分でございます。

裏面をご覧ください。生活訓練の機会の確保。こちらは回復途上の精神障害者を対象としたデイケア事業では、25年度1,441人の参加ということで、こちらは引き続き力を入れていくというものになります。

続きまして、保健・医療サービスの充実。こちらは25年度は前年度に比べ、精神通院医療の申請・交付が増加しております。具体的な部分は24年度、更生医療については3件の増加、それから精神通院医療については24年度が1,942件の交付が、平成25年度には2,125件の交付と、ここが大きく増加してございます。

それから情報提供の充実。こちらの障害者総合支援法の施行により、その制度の違いについては周知を行ったところですが、また音声版の発行等をしているところで

ございますが、周知自身が一つの課題の大きな部分であるかというふうに考えております。今、取り組みとしてここに書かせていただいた形になってございます。

経済的支援のところですけども、こちらは応益負担から応能負担への見直しになったところですが、また、高額障害福祉サービス費の補装具との合算による軽減。これは国の大きな制度中での変更点になっております。また、児童発達支援等については、国の多子軽減措置制度等、それに区の独自の助成制度を開始したという形で負担軽減を図ったものでございます。

実績の細かい数についてはまた皆様のご指摘の中でご意見をいただければと思っております。

次に2番目の相談支援と権利擁護の充実の進捗状況です。

まず、相談支援体制の整備と充実。こちらは総合的に相談をお受けできるように、基幹相談支援センターを27年度開設に向けて準備を進めてまいりました。

それから、サービス等利用計画の作成数については、今年度いっぱいということの目標設定がございましてけれども、数とすれば44件から101件に増加しておりますが、目標値からすると達成率は23%ということで、かなり低い状況になっております。

それから、地域相談支援事業ですけども、こちらは地域移行支援、地域定着支援、合わせて計5名のご利用でした。

24年に開設をした障害者24時間安心相談・サポート事業の延べの利用者件数は前年度と比較して全ての障害において大幅に増加しております。具体的には身体・知的の障害の方は24年度、98件、実人員33人であったものが、25年度には272件、実人員66人、精神の方の事業のご利用に関しては、24年度は3,317件、実人員が46人、これが25年度には5,577件、実人員64人、このような形で増加をしております。

次に権利擁護・成年後見等の充実ですが、権利擁護センター、これは文京区社会福祉協議会のあんしんサポート文京になります。ここにおいて日常的な金銭管理等の生活支援、その事業周知をしたところ増加が見られました。

その他、成年後見制度の相談利用件数は35件ということで、大体前年同様。

虐待防止の対策事業といたしましては、虐待防止センターの運営、それから区民向けの講演会、イベント等、それからリーフレットの配布等を行ったという中身になります。

**高山部会長：**最初の自立に向けた地域生活への支援のところでは何かご質問等ありますでしょうか。

**障害福祉課長：**本日、天野委員が同行援護などの時間数に関するアンケートを本日ご用意いただきましたので、これは今回のテーマに関係する部分かと思っております。

**高山部会長：**いかがでしょうか。1のところですね。

**佐藤委員：**実績のところを拝見しましたがけれども、かなりの部分で、例えば4ページの生活介護に至っても、25年度は104%、みんな100%を超える利用率があるわけですね。この実績を踏まえた計画になるのかどうかというのが一番懸念しているところなんです。今までどおりこれだけだろうと思うのではなくて、やっぱり実績に沿った計画をしていただきたいというふうに。どの部分についても結構利用率が上がっていますので、その点はどういうふうにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

**障害福祉課長：**生活介護ですけども、こちらは想定をする目標なんです。どうして

も生活介護事業の場所の数を一つの基準として考えていくこととなります。この目標設定という言い方が適切かどうかというのは先ほどのお話のところなんです、一方でこの状態で想定を上回るご利用があるということもありますので、基盤の整備は必要だということになるかと考えます。

本日の説明が漏れましたが、席上配付資料の2をご覧ください。文京区における今後の障害者施設の状況についてということです。想定を上回るご利用がある生活介護、それから就労継続支援、そういったところが今相当ご利用が増えているところ、そういった予想も含めて今後こういった施設の設置が予想されております。来年4月には新福祉センターの運営が開始されますけれども、そちらで予定している事業については施設入所支援、これは今の実績報告でもなかなかニーズが上がらなかったところですが、こちらのほうは定員40で始まるということです。それから短期入所、こちらもどちらかというところと少し減少傾向であったという実績になりますけれども、それはやはりサービス基盤が十分でなかったところが大きいと思いますが、ここについては定員10名で始まります。今、ご質問の生活介護、これは現在20名の定員のところを40名の定員で、定員増となります。それから、こちらで新たに就労継続支援B型ということで喫茶コーナー等を行う定員10名のものが始まります。自立訓練、地域活動支援センター等々も、これは継続をしながらということですが、行われます。それから特徴的なところは、放課後等のデイサービスがこれは新たに20名、そして子どものショートステイ事業、これは障害のあるなしにかかわらず、お預かりできる事業が定員3名で始まります。そして、基幹相談支援センター、これも新福祉センターの中で開設をする予定でございます。

続いてその次ですが、（仮称）小石川の里の運営が同じ時期に開始されます。ここで行われる事業ですが、生活介護がこれは新たに定員22ということで始まります。それから、就労移行ということで定員8、そしてグループホームが知的・身体各5名ということで、合計10人の方のグループホームができるということになっております。こちらはまた後ほど江澤施設長、補足がございましたらお願いしたいと思っております。

それから、新福祉センターの運営のところですが、就労支援センターは委託ということなので増加ではございませんが、運営形態が変わります。

その後につきましても、平成28年度以降、千石交流館の跡地でグループホームの予定、それから29年度以降ですが、本郷交流館の跡に、これは就労継続支援B型の予定で、40人の予定で開設することが決まっております。

説明は以上でございます。そういった形でご質問のところは基盤整備が進んでおります。

**高山部会長：**わかりました。今、佐藤委員の質問というのは、目標と実績のところをきちんと見ていかなきゃいけないだろうということですよね。そこが乖離していたり、あるいは数字がずれていたところはちょっとピックアップしていくような形は必要なことになってくるかもしれませんね。

もう一つは、目標と実績もそうなんです、もう一つニーズなんです。ニーズがどこにあるかというところがやはり明らかにされていかなきゃいけないということなので、そのニーズは前回、前年度やった調査ですね。あれを加味しながら目標、実績、ニーズのところを盛り込んでいくという形にしていきたいというふうに思っています。



ほかに何かいかがでしょう。

**天野委員**：天野と申します。

議題とは関係ないんですが、進行上につきまして、一つ個人的なお願いをしたいと思っています。発言をされる方はごめんなさい。お名前をおっしゃっていただくとありがたいなと思っています。よろしくお願ひいたします。

**高山部会長**：先ほどは佐藤委員でした。

ほかにいかがでしょう。

私のほうから、地域生活への移行にとってございますね。それずっと気になっているのが、いわゆる東京都の施策だったと思いますが、都外施設ですよ。いわゆる青森や山形や秋田。ここにいるわけですね。ここに文京区の区民が阻止されているわけですよ、都外施設にですね。今、3,000人ぐらいいるんですよ、東京都民が。阻止されてきた。そういう意味では調査に入ったんですが、その中の何人かがやっぱり生まれた土地に帰りたい、あるいはお父さん、お母さんがまだいるから行きたいという声が幾つか出ていますね。そういう意味では都外施設にいる文京区民をどういうふうにするかというのを拾ってくるのかというのは極めて重要なテーマなのかなというふうに思っていますね。そういうこともありますが、江澤委員、どうですか、これのところは。

**江澤委員**：江澤です。

おっしゃるとおり、入所施設からの帰郷を求めている方は本当に声が高いんですけども、なかなかやっぱり酌んでいただけないという、そのじくじたる思いはご本人たちも思っていると思います。それと合わせて、短期入所の利用についてのデータも出ていますが、この中には短期を長期にわたって使っている方が多数いらっしゃるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

**障害福祉課長**：実際にそれこそ短期保護の援助をなさっていらっしゃるかと思ひます。

実際に遠くの入所よりも近場でということ、あるいはご家族のご都合により、実質かなりミドルステイを超えているような感じの方もいらっしゃるというふうに感じております。

ただ、これが今回の入所の中でどうなのか。それから、またその中での自立訓練等でその後のグループホームへの移行が望めるかどうか、そういったところがこれからの課題なのかと思ひます。

**江澤委員**：恐らくショートステイ、長期のものについては年単位で多分継続をされているものが結構件数があるんじゃないかと思うんですね。地方の入所施設の実態も短期入所が非常に長期にわたっているという社会的な問題もありますので、その辺はぜひ調査を入れていただいて、その方たちが速やかに地域の中に帰ってこられる、そんな段取り、計画がつけられるといいなというふうに思ひます。

**高山部会長**：ありがとうございます。佐藤委員。

**佐藤委員**：佐藤です。

江澤委員のおっしゃるとおりで、私どもの身近で本当に親御さんが病気をなさっていてショートステイなり、短期入所なりを本当に望んでいらっしゃる方がたくさんいらっしゃるんですが、その施設がないというので大変困っていらっしゃるし、やむを無く都外施設へ入られるという方もここ何年間の中に、あの方もいらっしゃるという

ふうな方で、本当に残念に思っているんですけども、やはりそういう充実を文京区内で私たち親が望んでいるところです。よろしくお願いします。

**高山部会長：**ほかにはいかがでしょうか。山口委員。

**山口委員：**知的障害者の明日を創る会の山口です。

地域移行っておっしゃいますけど、その受け皿のほうに十分に整備をされていないので、なかなか進まないのではないかと思います。グループホーム・ケアホームが今回これからできていきますけれども、計画は全然24年、25年度と達成されていないので、そういう達成できない原因というのもちろんと考えて、対策をしていただきたいと思います。

**高山部会長：**ほかにはいかがでしょうか。

今日はこの議題の2のほうに重要でありまして、今のお話も議題2に入ってくるということもありますので、進めたいと思います。進捗状況のほうはざっと皆さん理解をしていただくという形にしていきたいと思っておりますので、2のところはいかがでしょう。相談支援と権利擁護の充実ということですね。

これも次回のところで、特に基幹相談支援センターができていきますので、ここが拠点になっていながら、ほかの相談支援事業所とどういうふうに連携を取っていくのかということになると思いますけれども、これも議題2のほうに入っていると思っておりますが、先ほど古市委員が子育てニーズの比較のところでお母様方がなかなか相談できないということがあったわけですね。相談をする場所とか人というのは専門家というのがありますよね。もう一つ重要なのは、いわゆる先輩のお母さんたちが相談に乗っていくような形のところで、比較的敷居の低い形で、そういう形でやっているところでうまくいっているところがあるんですね。そういうのってあるんですか。

**古市委員：**連絡協議会の古市です。

障害の特性によっては、私の息子はダウン症なんですけれども、文京区ダウン症の会というのがあります。先輩のお母様方からいろんな、ピアカウンセリングですけれども、そういった集まりが定期的にありますので、比較的その特性の親御さんは悩みを相談し合える環境にあるかと思います。

ただ、自閉症のお母様とか、ある種特殊な病気をお持ちの方というのはそういう親の会がないという現状がありますので、どこに相談に行ったらいいのかというところで、1人で抱え込んでいらっしゃる方というのは意外と多いんじゃないかと思います。

あと相談に関しましても、相談の形態というのが、福祉センターに行かなければいけない。電話相談もあるんでしょうけれども、むずがる子を抱えて外出するということがとてもとても大変で、相談に行ってもゆっくり相談できない、そういった現状があると思いますので、そのあたりを、例えば家庭訪問的なところでもっともっと裾野を広げていただきたいか、そういう情報も発信していただきたいなと思います。以上です。

**高山部会長：**そうですね。重層的な相談支援体制をどうつくっていくのかというのはこれから大事ですね。

ほかにはいかがでしょうか。成年後見や虐待や権利擁護のところですけども。

江澤委員。

**江澤委員：**文京槐の会の江澤です。

権利擁護については次の、今後の方針というところで発言をさせていただこうかなと思っていたんですけども、先般の総合支援法の中の意思決定支援にかかわる問題の中で、相談支援事業所とそれから地方公共団体の障害のある方たちの意思決定支援について十分な配慮をすることというふうになってきていますけども、その辺の計画に盛り込むというか、もちろん、25年度、26年度もそうなんですけども、どういった取り組みになっていくのかということところはしっかりと押さえていかないといけないかなと思っておりませんが、いかがでしょうか。

**高山部会長：**いかがでしょうか。意思決定支援をどういうふうに支えていく体制をつくるかという、具体的にはなかなか難しいですけども。

**障害福祉課長：**今回、基幹型の相談支援センターも含め、今、期待をするところはまずはワンストップ、総合的にそこに行けばどこかに必ずつながれる、あるいはそこで伴走的に支援ができる、それから関係者のネットワーク。それは相談支援事業所だけではなく、区とも、それから社協であったり、いろんな方々の団体であったりというそのネットワーク化。教えていただきたいとすれば、どういうことが意思決定のための支援に必要なのか。それは誰かだけがこうするべきだというトップダウンでやるというよりも、みんなである意味では考える場だったり、いろんな方のいろんな意思決定に関する支援ってあるのかなということもありますので、そのソフトの部分の細やかさ、ここをどう。ある意味じゃ少しインキュベーションできるような場所も含めてつくっていくのかとか、あるいは誰かとてもすばらしい相談支援者がいるから解決するとか、そういう問題だけじゃないところもあるだろう。そういったところも支援で本当に、それも何かということの考える場所が今必要なのかなと。すっきりした答えだけが今必要なのじゃないような感じがちょっとしております。それは本当に基幹相談支援センターも含めて、その部分をもっと検討あるいは方向性としてそれを持ち、どうやっていくかということがここで語られればいいのかと考えております。

**江澤委員：**江澤です。

実は次年度、先ほど、課長のほうからのご説明があったとおり、私どもの法人でグループホームを立ち上げるということで、グループホームについては居住の事業所ということでもあって、その密閉性の中のもろもろの権利擁護を図ろうと。そのためには成年後見でもないし、ボランティアでもないという。ご本人の日常のもろもろの思いを聞き届けていただけるような、コミュニティフレンドのような、そういうシステムを立ち上げられればなというふうなところで、ちょっとチャレンジしてみたいなというふうには思っています。

どういう団体にどういうふうに依頼をしていけばいいのかというのはこれからなんですけども、実質的にはそういうアプローチの中で居室等、これから入所施設の文京区内にはできていきますので、ただ単なる虐待防止だけでなく、意思決定の反映ができるような、総合的なシステムができればいいかなというふうに思っています。そこに入ってくる方については特殊な人間ということでは特には考えていません。通常の区民の方たちに継続的にかかわってくださる、いただく中でご本人たちの理解、思いを酌みとっていただければというふうな考えではおりますので、ぜひそういった所に何らかのご支援

をいただけるとうれしかなというふうには思っております。

**高山部会長**：ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

**猿渡委員**：すみません、今、遅れてきたんですけど、文京区で多分まだオンブズマン制度って入っていないんですよ。僕は高山先生、神奈川にいたときから相模原が一番最後にできたんですけど、やっぱり福祉オンブズマン、第三次評価とちょっとまた別の形で、できればオンブズマン制度を入れていけたらいいのかなって。これから新福祉センターの入所であったり、小石川の反対問題だったり今いろいろある中で、やっぱり身内だからこそ言えないこと、事業所とかに対して不満を言ったり、要望を出すとその人たちの処遇が悪くなるみたいなことがあったりというところで考えると、オンブズマン制度みたいなものがあったり、適度に傾聴をできる機会があったりというのは必要かなと思います。

**高山部会長**：今、江澤委員のいわゆるコミュニティフレンドあるいはコンタクトパーソンの人というのは絶対必要なんですね。猿渡委員が言ったオンブズマン的なところとの傾聴的なところはすごく大切なんですけど、これは基本的にはこの障害者計画に盛り込むということよりも、むしろこれはもうやってもらいたいんですよ。NPOをつくってやってもらいたいということですね。ですから、計画の中に盛り込むものと、それからニーズ的なものというのははっきりさせていかなきゃいけないということもあるんですね。ですから、そういう意味ではいわゆる国のこの政策であるとか、サービスであるとか、その目標実績みたいなところが主になりますけれども、考え方としてはそういうことを入れていくということもあると思うし、基幹相談センターあたりと連携をとっていくということもあると思いますので、そういう意見も言っていていただいても結構なんですけど、ちょっと計画に盛り込むこととそうじゃないことというのがあるということをお委員の方に知っていただきたいというふうに思いますね。

ほかにはいかがでしょうか。

**古市委員**：連絡協議会の古市です。

1点教えていただきたいことがあります。その相談支援の今現在の状況なんですけれども、子育て世代におきましては相談機関が今は選択肢があると思います。福祉センターであったり、教育センターであったり、あとは区の障害福祉課であったり、いろいろ多岐にわたっている中で、その連携というのは今どのような状況になっているのか教えていただけますでしょうか。

**高山部会長**：連携ですね。

**福祉センター所長**：福祉センターと教育センターについては、平成27年4月に福祉センターの現在の療育部門が新教育センターに入るところで、新教育センターにおける相談窓口の一元化ということをお4月から行っていくところでもあります。現在、教育センターと福祉センターの総合相談窓口の実現に向けて、今、どういったところで連携をとって、どういったところでどのように相談を一本で受けて、それに対しての支援を行っていくかということをお、教育センターと福祉センターの相談担当者等を交えて連携をとって、今、検討などをおしております。

障害福祉課は、普段からそれぞれの相談窓口で相談のあったことについて共通認識を持つといったような連携をとっているところでおございます。

**古市委員：**ありがとうございます。私たちがちょっと不安に思っているのは、今度、新教育センターができて、そこで相談窓口もできると。あと、新福祉センターでも基幹相談支援センターができるといったところで、ある一つの悩みがあって相談に行きますと、その悩みでしたらあちらに行ってくださいとか、その手続でしたらシビックの9階に行ってくださいとか、いろいろなところでツーステップもスリーステップも踏まなければいけないという現状があるので、やっぱり子どもを抱えてワンステップで、行きやすい場所でいろんな手続等ができるような、そういった支援が一番望まれているんじゃないかな。1カ所でというよりも、相談にいらした方にその場でできるような体制が、2カ所でも、3カ所でもできるとありがたいなとは思って。これは今後のことになると思いますけれども、要望としてよろしく願いいたします。

**高山部会長：**ほかにはいかがでしょうか。

(なし)

**高山部会長：**では、あと3つありますので、進めていきたいと思えます。3番目の就労です。

**障害福祉課長：**すみません、お時間が少し押してきておまして、進捗状況について、残り3つは簡単にまとめて、これを踏まえて第2号のほうでもう一度ご議論をいただければと思います。

それでは、3番目の就労関係の進捗状況です。よろしいでしょうか。資料のほうをご覧ください。

就労に関してですけれども、障害者雇用促進法による雇用率の引き上げというのがございまして、新規就労者が24年度には27名、これは過去最高ということで、25年度には14名の新規就労がございました。

それから、ハローワーク飯田橋との共催による企業向け講演会、これには647名のご参加がありました。

それから、就労継続への支援ですけれども、こちらは支援数が24年度は522件、そして、雇用がそのまま継続している方が増えて、25年度には634件の支援行為といえますか、企業訪問等がございました。こちらのほうはかなり大きく増加をしております。

それから、継続をした、就労の場というのがある意味チャレンジであり、楽しいところもある半面、いろいろな困難性も含むところでもございまして、就労をしている障害者の方同士の情報交換や仲間づくりの場所と、これが一つの大きなテーマになりますが、今現在は「たまり場」という形で月に1回、就労後の会を持っているということですが、これは今後、休日等の余暇支援等が課題であるというふうな形で書かせていただいております。

そして、福祉施設等での就労支援、これは就労継続支援B型等ですけれども、こういったところについても、ここも実はかなり利用者の方が増えているところですが、また就労移行支援事業からの一般就労への移行も多く出てきているという状態でございます。

そして、就労機会の拡大の部分ですが、これは、今、障害者のインターンシップということで、25年度には27回、延べ86名の方の体験があったというところでもございます。

それから、この地域の雇用の開拓推進ということで区内大学、寺社ということなんですけれども、その中でいろんな形で障害の方の雇用促進、そしてつくっている品物の販売等の

促進、そういったものが徐々に進めているということになります。

続きます。次は4番目です。子どもの育ちと家庭の安心への支援です。

まず、障害の早期発見、早期療育の部分ですが、発達のおくれが疑われる乳幼児を対象にということで、発達健康診査がございしますが、平成25年度には148の方が受診をされております。これは一応、目標がほぼ達成ということになります。

また、療育相談ですけれども、これは福祉センターで行っているもの。これが24年度は160件、25年度は180件と増加傾向にございます。これは先ほどお話をしたように27年度には教育センターに新設される教育発達相談窓口に統合をされていくという形になります。

それから相談支援の充実ということで、切れ目のない一貫した支援のためにということで、「文京区就学支援シート」の活用、それから「個別支援ファイル」の作成を行ったというところでございます。

そして、理学療法士等の専門訓練、こちらのご利用者はかなり増加しているという状態でございます。

それから、障害児の通所支援事業の利用をされるお子さんについての支援利用計画。先ほどのサービス等利用計画に似たものでございますが、こういったものを作成。これは70件という目標でしたけれども、現在、ご利用の172件全てを作成できたという状態で、かなり予想を上回って達成できました。

次の乳幼児期・就学前の支援ですが、こちらは児童発達支援事業の利用実数ですけれども、23年は580人、そして25年度は808人という形で毎年大きく増加をしている状態でございます。

次の学齢期の支援ですけれども、総合教育相談室、これは教育センターのところですが、この相談で「発達と障害」を主訴とする相談等ですが、ここについては継続をして行い、関係機関との連携を図ったということです。スクールカウンセラーについては、これは東京都の採用ですけれども、全校配置ということで、25年度の相談件数は1,655件、24年度は899件ですので、かなり多くなっております。

放課後の居場所対策ですが、特に利用希望の多い長期休暇中ということで、これは停員増を図りました。具体的には子育てひろば等を夏休みだけ、こちらの放課後の居場所にも使わせてもらったという形で定員増を図っております。

それから、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への支援体制の充実のため、「特別支援教室」設置のモデル校5校に特別支援教室専門指導員を派遣ということで、その指導の有効性が認められたという動きがございます。

続きまして、5番目。

ひとにやさしいまちづくりの推進。こちらの柱としましては、一つは安全で快適な生活環境の整備ということで、これはまず道の拡幅あるいは段差の解消等ということで、平成25年度は175カ所の整備ということで目標を9割達成となっております。

防災・安全対策。こちらは実態調査でもかなりいろんなご意見をいただいたところで。25年度末現在の災害時要援護者名簿の登録者数は3,392人、これは24年度よりも減少をしているということで、いろいろな課題があるかというところでございます。

それからノーマライゼーションと合理的配慮の理念の普及ということで、こちらは理

解促進といいますか、心のバリアフリーの促進ということです。24年度には「心のバリアフリーハンドブック」を教材として配付した等がございます。また、イベントとしまして障害者週間を記念した「ふれあいの集い」、こういったところでやっているところですが、その充実等もこれからの課題かと思われまます。

地域との交流、文化活動の促進ですけれども、合同運動会、ステージ・エコへの参加といった形の地域活動への参画を推進してまいりました。

地域福祉の担い手への支援ですが、これは社協のボランティア、市民活動センターへの運営の支援等で行ってきたというところがございます。説明は以上です。

**高山部会長：**3つありましたが、最初のところから。就労のところから何かあればと思います。いかがでしょうか。

**猿渡委員：**猿渡です。今、特例小会社1カ所というのを前に1件終わって、1件来たというお話を聞いたんですけど、例えば就労支援とかの中でも、就労Aとかから、例えば一般企業とかにBから移行をした方とかも多分いると思うんですけど、その中で企業、僕も会社に行ったんですけど、いろいろちょっとあって辞めたというのもありまして、例えば障害を持っている人が会社に、一般企業とかに就職はできたものの、例えば障害の理解だったり、そういうことをされずに悩んだあげく就労Bに戻ってくるみたいな形があると思うんですけど、ジョブコーチとか職安とか就労センターの中で、例えば挫折というか、企業には務めたけれども難しいという方たちのフォローをどうやってやっているのかということと、やっぱりなかなか難しいところもあると思うんですけど、就職がある中でどれぐらい就労Bとかに戻ってきているのかというのを、聞きたいです。よろしくをお願いします。

**障害福祉課長：**おっしゃるように、一般企業に就労をしたけれどもということで、そのまま続かない場合も当然生じております。就労中も支援を行うときもなかなか、職場との問題についても、就労支援センター等がかかわって調整をしていくこともございます。それでもやはりというところがございますので、おっしゃるとおり、一時就労継続のほうに行かれたりとか、場合によってはメンタル的な状態になってしまうこともある。そこはまた別のやり方ということで、就労支援センターが中心になっているところです。

人数については今手持ちがございませんので回答できませんが、ですので、適したところにジョブコーチ等の支援により定着、その後も継続、そしてご自身の余暇活動等で気持ちを切りかえながらと、そんなところの支援が必要なのかと思っております。

**高山部会長：**ほかに何かございますか。

**佐藤委員：**就労に関しては障害者は大変難しい問題がいっぱいありまして、前にも申し上げましたが、Uターンをして自宅待機をなさる方がいらっしゃる現状は本当に深刻な問題で、家庭も、本人も逃げの場がないという状態になっております。ですから、うちの子なんかも就労支援センターから年に2度ほど職場へ訪問をしていただいて、やはり支援をしていただくという、本当に大変ありがたく思っているんですけど、やっぱりそういう支援が行き届かないと続かないという問題が一つあるんですね。ですから、これから障害者が就労をしていくにあたっては、やはり一番大事な問題ではないかなと思いますし、行き場がなくなった人たちをどういうふうに支援していくかということが課題ではないでしょうか。

**高山部会長：**そのとおりですね。

障害のある方の就労あるいは職場定着ということに特化したらだめなんですね。要するに、生活の中の就労なんですよ。だから、生活支援の中に位置づけていかなきゃいけないんですけど、どうしても就労支援と相談支援というのが乖離しちゃっている形がありますから、そこをドッキングさせる形を何かしていかなきゃいけないんだろうと思いますよね。ですから、生活の中の就労ということを出して行くような連携であるとか、相談支援の中に入れていくという形。ですから、就労支援センターと今度、基幹のセンターがもっと連携をとっていかなきゃいけないでしょうねというふうになりますね。

**佐藤委員：**就労支援センターが民営委託になるというふうには伺っていますが、今のような状態というか、今がいいかどうかはもちろんわかりませんが、それ以上によくなってもらわないと就労継続ができない障害者がたくさんいらっしゃると思うので、その点を考えていただきたいというふうに思います。

**障害福祉課長：**就労の支援についてはかなり専門性の高いことなのだなというのは、それはそういった就労に関するいろんな要素があること、そして障害のことがわかっていること、しかも種別ごとにというところ。また、企業においても大企業から中小企業、いろんな企業の現場があるという、そういったことも含めてきちんとした就労支援をするには移動でやっていく部分。区の職員ですとやるのは少々専門性の維持に少し不安が残るところでございまして、今回、委託で期待をするところは専門的な支援をずっとしていた、その就労継続の専門性のあるところ、そこにずっとやっていただきたいというところが大きな狙いになります。ぜひそういったところは大事にしていきたいと思っております。

**高山部会長：**そうですね、そういう意味ですよ。専門性の高いということですよ。あとジョブコーチはもう少しふやさないといけないでしょうね。文京区内だけでも。

就労に関して何かありますか。

**清野委員：**就労移行支援事業所リバーサルの清野です。

先ほども出した生活の中の就労という面で、うちも就労移行なんですけど、やっぱり就職を最初から目指すという方が少なく、週1も家から出られないような方も、まずはうちを居場所として使っていて、徐々に、2年間という期限がある中で、1年はちゃんと家から出るようにという支援、生活支援に近いものをして、残り1年で就職に向けた支援をするんですけど、やっぱり中には就職が難しい方もいるので、そういったところで地域の支援センターさんですとか、B型さんとか相談支援の方々みんなと連携をして支援をしていく必要があるなと日々感じております。

**高山部会長：**ありがとうございます。

4に行きたいと思いますが、子どもの育ちと家庭の安心への支援。いかがでしょうか。

**古市委員：**連絡協議会の古市です。

子どもの育ちというところでいろいろ進捗状況等をお伺いしたいんですけども、まず発達健康検査とか療育相談とかいろいろ数が物すごい数あるんですけども、こういった相談を受けた中で、例えば発達健康検査なんかだと148人でしょうか。その中から適切な療育につなげた方という数字というのは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。



**障害福祉課長：**すぐに数が出ないようですので、これはまた次回等でご報告と思えます。

**古市委員：**そうですね。障害者計画のこのハートフルプランを見ると、平成22年度の数字ですけれども、その148人、たまたま同じなんですけれども、22年度の実績で16人ということになっている。1割ぐらいの方がつながっているということで、じゃあ9割の方はどうされているんだろうとか、何が理由で療育につながらなかったんだろう。療育に関しましては、その療育に通える方というのが非常に限られているんじゃないかなと思っております。というのも、10時から2時とか、その時間帯の療育だと就労家庭にはとても利用できる療育体制ではないんじゃないかと思っております。

やはり就労をしている家庭が最近が多い、共働きの家庭が多いですので、そういったお子さんが療育から漏れてしまっているのか。保育園等に預けられているということがあったにしても、やはり親御さんにとっては専門的な療育を受けたいという思いは変わらずお持ちなわけですし、そういった方々のニーズをどうやって酌みとっていくのかというのが今後課題になっていくのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**高山部会長：**そのとおりですね。ありがとうございます。

その後でまた回答をいただきたいと思えます。

ほかにはいかがでしょうか。

**佐藤委員：**佐藤です。

保育園、障害児保育というふうな、42ページにあります、普通のお子さんも保育園に入りたいというか待機児童がたくさん出ているようですが、障害児に関してはこういう待機児童みたいなものはなくて、希望に添った保育園に入れているのでしょうか。

**保育課長：**保育課長の新名と申します。

今年、4月1日の待機児童については、もう間もなく集計が終わるんですけども、昨年4月の時点でいいますと、文京区の待機児童数が96人おりました。このうちに障害児がどれだけいたかというところは、区としては把握はしていないんですけども、基本的にこちらに書いてあるとおり、障害のあるお子さんでも、障害のないお子さんでもできるだけ就労を支援していくという点においては、基本的にはかなりの方が区立保育園で、今、障害児保育ができていますので、障害があるからといって待機児童になるということはないというふうに認識いただければと思えます。

**高山部会長：**ほかにはいかがでしょうか。

44ページの特別支援教育の充実のところの実績と目標なんですけども、100%、100%になっていると、そういう子どもがどれだけいるのかみたいなのがわからないというか、ここら辺の単位は学校の単位になりますよね。だけど、その中のクラスにどれだけいるのかとか、増えているのかということがわかりにくいので、そこら辺の数字が必要あるのかなとちょっと思いましたね。これは今後のことだと思いますけども。100%、100%になっているところが幾つかありますけども、そこら辺の数字をどう見抜いていくのか、ニーズを分析していくのかということは大事かなと思えますね。

**保育課長：**保育園の部分になりますけども、42ページの、今、議論のあった4-3-2をご覧くださいと、これは保育園におきまして、区立保育園が18園ありまして、その全ての園で障害児保育をやっているということなんですけども、その下の成果の部分に、24人入園と書いてありますけども、24人のお子さんに対して要配慮の保育をやったとい

うことで、これでいいますと24年度が24人、25年度が29人ということで5名ほど増えているということになるんですけども、ここの数を増やしていくという目標を出すのは、目標の設定の仕方としてはちょっと違うのかなということで、こういう仕組みになってございます。

**高山部会長：**ほかにはいかがでしょうか。

**古市委員：**連絡協議会の古市です。

この事業の中に46ページの子に応じた指導の充実という、教育関係の特別支援教育の充実の項目があるんですけども、これもいろいろ研修を受けていただいて、先生方の専門性を高めていくというところの対応をしていただいているのかなと思うんですけども、今日は残念ながら北島課長がいらっしゃらないんですけども、先日配られた実態意向調査の43ページを見ると、特別な支援を必要とする子どもを持つ家庭への支援策で、皆さん何を一番望んでいるかという、教員の資質の向上が63.2%って、物すごい高い数字が挙がっているんですね。こんなに事業として支援の充実を図っていただいているにもかかわらず、皆さん満足されていないというか、そこを望んでいらっしゃるということで、ちょっとずれが生じてきているのかなという気がしますので、その辺のところをもうちょっと実際の満足度のほうに反映していただきたいなと思います。

**高山部会長：**わかりました。

5に移ってよろしいですか。5はある意味ではざっくりしているところでありますので、何かあればと思います。いかがでしょうか。

**柴崎委員：**民生委員の柴崎です。

こちらに災害時要援護者名簿の登録の話が出ておりますが、これは手挙げ方式なので、実際はお困りになる方でもおうちの方が登録をされていない方が結構いらっしゃるというふうに聞いています。ですので、民生委員の立場としては、障害をお持ちの方が障害を持っているという情報をほかに出すことを厭ってらっしゃるのか、私たちは情報をいただいておいて、それを別にその方を直接お訪ねするのではなく、何かがあったときの支援に使いたいので、区のほうとしては障害者の情報を私たちにお出しただけなのかどうか、それを伺いたかったです。

**高山部会長：**大事なテーマですね。いかがでしょうか。

**障害福祉課長：**そうですね。民生委員の皆様にも高齢も含め、障害の方も含め、実際に地元でどこにいらっしゃるかということとかの把握のためのそういった情報提供の部分ですが、まだきちんと整理ができていないところがございますけれども、それは本当に検討しなければいけない課題だと思っております。そもそも、たまたまご相談をいただかない限り、お住まいの場所もわからないということだと支援のしようがないというところがありますので、それは検討をさせていただければと思っております。

**高山部会長：**障害のある方が自分たちのプライバシーの情報をということはあるんですけど、この件に関しては条例をつくって整理をして、民生委員等々に出すという、そういう自治体も増えてきていますので、そこら辺のところはやっぱりちょっと考えていただければと思います。

全部次のところにかかわってくる問題になってきていますので、もし5のところでは何かあればと思いますが。

**江澤委員：**文京槐会の江澤です。

ノーマライゼーションと合理的配慮の理念の普及のところで、「心のバリアフリーハンドブック」がありますが、これは地域支援フォーラムの実行委員を中心としてつくられたリーフレットですよね。これを配付されて、その後はどうなったんですか。

**障害福祉課長：**係長から。

**係長：**昨年度につきましては、こちらの冊子は小・中学校に配付をさせていただきました。今年度につきましては、区立以外の学校にお配りをして、就学をされているお子さんについて障害の理解が進むようにということをお願いをしていく形になっております。

**江澤委員：**実際に授業が行われているんですね。

**係長：**小学校4年生の国語だったと思いますが、そちらで障害理解の部分がございまして、中学校では就労の部分で多少そういったような内容になっていると伺っております。

**江澤委員：**何度も申しわけありません。どうして全学年じゃないんでしょうか。

**障害福祉課長：**その点につきましても、今日は指導課長がいらしていないので、また確認をしたいと思います。

**高山部会長：**もっと教育との連携を図っていくような取り組みって必要になりますね。

**猿渡委員：**猿渡です。江澤さんがさっき言われていたんですけど、1年ぐらいかけて今回のガイドブックをつくったんですけど、やっぱりそれでも。

発達のところとか、肢体不自由で車椅子とか抜けているところは多々、いろんな部分であるんですけど、やっぱり見たことがないという方とかも結構いたりするらしいし、できれば文京区内の高校なんかにも配付をしていただけるといいなというのがありまして、社協の依頼で総合学習でこの間、向丘とかに行ったときに、なかなか障害の理解は難しいかなというところで、PDFを使って、それをパワーポイントに置き変えて少し見せたというのがあるんですけども、ハンドブックをどういうふうに活用していただくかということと、やっぱり私たち障害を持っている者が学校にちゃんと出向いて、総合学習とかをもっとできるようにしていかないと、多分、本を読んだだけとかだとすごく難しい部分があると思うので、やっぱり障害を持っている人も地域の中において、発達とか内部障害の方たちとか難病の方たちみたいに見えない人たちもいっぱいいるという中では、共生フォーラムでは今度1月5日とかもあるんですけど、そういうことに関してももっと小・中学生だとか、高校生とか、区のほうからもいっぱい呼びかけてもらって、本の理解ということもそうですけど、共に生きるということは何なのかとか、障害って実際に学校とかで体験をしたり、ふれ合ってみないとわからない部分っていっぱいあると思うので、そういうところでもっと活用をしていただきたいのと、やっぱりともに生きるというのが何なのかというのをちゃんと考えていただければなと思います。以上。

**高山部会長：**ありがとうございます。次期のところにもそういう意見を組み込むことをしていきたいと思います。

それでは、今、五つの重点課題の進捗状況とご意見をいただきましたけど、そのご意見は次のところとつながっていきいますので、次の議題の2に移りたいと思います。次期障害者計画の重点課題と方向性について。説明をお願いします。

**障害福祉課長：**資料の第2号をご覧ください。

次期障害者計画の重点課題の方向性の案でございます。この重点課題につきましても、現計画の内容を踏襲した形でということで五つ、そして、災害については、一つ取り上げまして、6番目に出させていただきます。一つ一つと思いましたが、これまでのご議論を踏まえた上でご意見をいただければと思いますので、1番から6番を全て簡単にご説明をと思います。

まず、自立に向けた地域生活の支援。

こちらにつきましても、課題と方向性のほうを中心にご説明いたしますけれども、課題をご覧ください。障害特性や状況に応じた適切な障害福祉サービス等の提供、それから、本人及び家族を含めた包括的な支援体制の構築、障害者が自ら望む生活を営めるようにするためのサービス基盤の整備、障害者が安心して地域生活を継続できる福祉サービスの提供、そして、障害特性を踏まえた適切かつ分かりやすい情報提供。これが課題ということで方向性は読み上げさせていただく形でご説明をしたいと思います。

個に応じた日常生活への支援、障害者が地域で生活する場の確保、地域移行・地域定着に向けた支援、地域定着促進のための支援機関のネットワーク作り、福祉サービス等についての情報提供の充実、これが自立に向けた地域生活支援の方針案でございます。

次に権利擁護と相談支援の充実。

一番下の方向性をご覧ください。

総合的な相談支援体制の構築、障害者虐待の防止と擁護者への支援の推進、成年後見制度の普及啓発、権利擁護の促進等。

続きまして3番目。障害者が当たり前に通じる就労支援。

方向性の案ですが、本人、家族、職場に対する総合的で専門性の高い相談・支援体制の構築、障害者が働きやすい環境・機会を拡大するための企業等に対する普及・啓発活動の充実、増加している就労障害者が長く働き続けられるための職場定着支援の推進、福祉的就労における支援の充実。

次に子どもの育ちと家庭の安心への支援です。

方向性ですが、相談支援の充実、障害の早期発見、早期療育、成長段階に応じた適切な支援、障害のある子どもの居場所づくり。

続いて5番目。ひとにやさしいまちづくりの推進。

方向性ですが、区内の公共的施設・公園などのユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備、3つのバリアフリーの推進、まちのバリアフリー、情報のバリアフリー、心のバリアフリー、次に障害者・障害児と地域との交流の機会の拡大、障害当事者による社会参画・社会活動の推進。

そして、今回、独立させております災害対策と緊急事態に対する支援。その方向性ですが、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成、要援護者に関する情報の充実、人的支援のネットワークの構築、自宅や避難所等、障害者に配慮をした整備や支援の充実、災害・緊急事態における障害特性に応じた支援体制の充実。

ここの部分で、先ほど、柴崎委員のほうに一般的な話としての情報提供の検討とお話ししましたが、(6)の背景・現状の説明の下の3行ですが、実はこれは昨年度かと思いますが、災害対策基本法が改正されております。その改正の中で避難行動要支援者名簿については、その作成や利用、提供方法の整備を進めるという内容が改めて盛り込まれて

おります。特に災害についてはこの部分が根拠となりますので、進め方がこれまで以上にできる形になるかと思っております。説明は以上です。

**高山部会長：**ありがとうございました。基本的にはこれまでの踏襲的なところになりますが、この重点課題の六つ、それから、今、方向性の説明がありましたが、これに関してこういう形でのよろしいかということなんですが、ご意見をいただきたいと思っております。

どうぞ、天野委員。

**天野委員：**天野と申します。

今回の1番のところなんですけど、居宅介護、短期入所、移動支援、コミュニケーション事業等の充足度についてはおおむねどの事業についても足りている、ほぼ足りているという回答が、足りないという回答の割合を上回っているというような記述がありますが、視覚障害者協会としてはそうは感じておりません。その一端としまして、皆様のお手元にお渡ししているかと思っておりますが、同行支援の時間数などについてのアンケートというものをとりました。これは私たちが各23区に伺って、直接担当の方に面談でお話を伺ったというものを資料にした形になっております。

これを見ていただくと、確かに時間数だけでそのサービスの量について図るのは難しいかとは思いますが、残念ながら文京区は一番同行援助の時間数が少ない状態になっております。ただ、無料であるというのはありがたいかなと思っております。

それから、ほかの区については大体50、60時間が平均かと思っておりますので、このぐらいまで増加をお願いしたいなということと、それから不定期の通院。例えば風邪をひいたので病院に行きたいというような場合については、これも厚生労働省の昨年2月の障害福祉課の全国主管課長会議の資料の中に、このような形の通院については同行援護で認めるようにというような記述があると伺っております。探しましたが見つかりませんでした。

ですから、その形のことも認めていただきたいなと。

それから、介護保険が導入されたときに同行援護の時間数が減ってしまうような状態、介護保険が優先という形の話をお聞きしておりますが、これにつきましても要支援1、要支援2については介護保険のほうで外出についての支援が認められていないので、足りないものについては今までどおり、現状どおり同行支援のほうで引き受けていただくということをお願いできればありがたいというふうに思っております。

まとめてお話をさせていただきますと、就労支援につきまして、視覚障害者に対する部分が抜け落ちちゃっているように私は感じしております。一つは、文京区で視覚障害者を正規、非正規問わず採用していただきたいと思っております。そのことについて、もしも、判断や試験等が必要であるということであれば、点字受験あるいはコンピュータを利用して回答をするというようなことができるありがたいというふうに思っております。

それから、4つ目のまちづくりのところなんですけど、障害者計画の中に誘導用ブロックという記述があります。これにつけてして、音声の信号機、それからエスコートゾーン、横断歩道がある程度真っすぐ渡るためのガイドのようなもので、この文京区にも少しついてまいりましたが、引き続きこれを整備していただきたいというふうに思っております。

言うのを忘れてましたが、その就労支援に関してマッサージ、針・灸をしておる者たちが、学校は出たんだけど、すぐに会社あるいは自立で開業ということが難しい状態

です。これには幾つかの問題がありまして、私、今日は友人にコーディネートしてもらいました。洋服ですね。衣服の問題、清掃の問題、それからお客様に対する立ち居振る舞いの態度の問題、これについては盲学校ではあまり教えてもらえません。ですから、このようなことも含めた、先ほどジョブコーチというような話がありましたが、シビックセンターの中に健康管理室のようなものをつくっていただいて、この中で就労支援をしていただくというようなことをぜひ。視覚障害者の就労支援についても一緒に考えていただきたいというふうに思っております。以上です。

**高山部会長：**これはどうでしょうか。

**障害福祉課長：**そうですね。同行援護の話なんですけど、この表の見方の中で、文京区は36時間。これは36時間までは無料というご提供で、それを超える方については、超えることができないわけではないので、この表で、中には50時間が上限になってしまっている区もありますが、文京区の現状は36時間までは無料です。それを超える部分、当然、ご利用の方はかなりいらっしやいまして、個別のご事情によって必要ですよという方々についてはかなりのお時間を出させていただいているかと思えます。

また、65歳以降の介護保険との関係なんですけれども、制度的には確かに優先となりますが、そこに全て移行をしてしまって、障害福祉のサービスが使えないという作りではないです。今もそういった方は当然年とともにいらっしやるわけなんですけれども、特に障害特性に沿ったような障害福祉サービスについては継続してご利用をいただいているという状況があります。それは障害だから、高齢だからということではなく、その方の生活を保っていくためのサービスということについては、今までの障害福祉サービスも含めて、組み合わせでご利用をいただけるというものでございます。

それから、就労に関しては確かに点字受験のほうがかなり自治体によって差が出ているなという感じがしておりますし、これは将来的にはやらないことという選択肢がないのだろうというふうに思っております。ここについては体制と中身についてやっていく方向で、検討をすべき課題であろうと思っております。

就労の針・灸の方も、立ち居振る舞いや、衣服などは、多分、盲学校と就労支援センター等の機関、実際に就労先が求めるものとそれを支援していく学校、就労支援センター、そのあたりがどういう形で、どういうことをきちんとしていくことが必要なのか、そこは連携で就労を希望される方はできるように条件整備をしていくことが必要なのかと思えます。そのための具体的な中身はまた当事者の皆さんのご意見もいただきながら、検討をすべきかと思っております。

今、お尋ねの件は大体そのようなところでしょうか。

**高山部会長：**同行援護で不定期な通院の場合とかというのはいかがですか。

**障害福祉課長：**それもそういったご事情がある場合には支給決定をしております。

**高山部会長：**天野委員、いかがでしょうか。

**天野委員：**私が伺っている状況とちょっと違うなということを感じております。時間数につきましても、ほかの区は50時間あるいは60時間が目安の時間ではあるけれどもプラスすることは可能だよという形で書かれておりますので、この基本的な時間数という目安あるいは上限というものを引き上げていただきたいと。この時間があるからでかけようという話、特に視覚障害の高齢方はそういうふうになることが多いかなと思えます。

それから、先ほどお話を忘れてしまったんですが、情報の提供につきまして、区報あるいは区議会だよりにつきましては、ほぼ同じ、普通の方に配られるのと同時期に点字の物あるいは音声の物が届くようになっております。これも視覚障害者協会も協力をしてともにさせていただいていることですが、最近、私たちが非常に問題だと思っておりますのは選挙候補です。来年、統一地方選挙がございますが、前回の選挙のときには投票日の3日前とかにその選挙候補が点字あるいは音声で届くという状態です。どう考えてもこれは遅いと私は思います。ですので、これにつきましてもいろいろな工夫。例えば印刷の段階、ゲラの段階でデータをコンピュータにかけると点字の物がつくれたいと思います。私もこの会議に出席をするにあたりましては、障害福祉課のほうから資料をデータでいただいて、もちろん、このデータに関しては非常にご苦勞をしてつくり変えていただいているというふうに伺って、とてもそれは感謝しておりますが、データでいただいたものを点字にしてというようなことは私のほうでしております。ですから、技術的にはそれほど難しくないの、あとは工夫の仕方の問題ではないかなというふうに思いますので、この件についてもよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

**高山部会長：**わかりました。ほかに。

**齊田委員：**確かに、視覚障害の方からそのお願いが来ておりました。しかし、区議会の地方選挙は1週間なんですよ。それで法律を変えなきゃいけないのが、候補を全部、要するに選挙が始まったその日に候補者の人たちが原稿を持ってくるんですけど、その受け付けが事前審査をやっているんですけども、これは事前審査の場だけでできなくなっているんで、わかってはいるんですけど、その届を出した時点で印刷にかけるという形になりますので、どうしても原稿をあれして、40名から50名出るんですけども、3日間もかかっているんです。印刷に時間がかかる。そうすると、どうしても3日前ぐらいにしかでき上がらないという形の中で、大変申しわけないと思っておりますけど、衆議院、参議院、それから都知事、それから都議会選挙、結構日数があるものですからいいんですけど、この法律上の問題を何とか解決しないと選挙法の改正か何かをやらないとだめということなんで、私たちも一生懸命努力をしてみたんですけど、そういう事情があるもんですから、今日は政界ぐるみじゃないでしょうけど、そういう意味で皆さんに提供をしておきたいなと思っております。以上です。

**猿渡委員：**猿渡です。

幾つかあるんですけどちょっと手短かに。地域生活移行の件なんですけど、文京区としては小石川の里、援助のこととか今後できるものという点ではグループホームは増えているんですけども、実際問題、今回も区政を語る集いのほうにも出させていただきましたが、障害を持っている方が、じゃあグループホームの先に、本当に私とか24時間、ほかの人は24時間介助を入れて生活をしている方も中にはいますけど、やっぱり文京区、今、根津一丁目を見ているだけしかなくて、そういうところに関して全然あきもない状況の中で、東京都に関して都市整備局に聞いたらつくらないという話もあります。特養とかも確かに大変なのはすごくわかるんですけど、やっぱりグループホームとかを出した後、本当にその地域の中で、私たちが自分で選ぶ生活。介助とかを入れながらというところを考えると、もっと。どういうふうな暮らしができるかというところで、

グループホームだけにとどまってほしくはないなというのが1点です。

あと、大きいところだと、障害を持っているお子さんたち。来年の4月から新教育センターのほうにひまわり園が移行をするとすると、例えば今までは成人通所のほうでお母さんたちは学校を卒業したらこうなるんだろなというのがあと思うんですけど、これから新教育センターに移行をするにあたって、多分、学齢期にどうなのかとかという情報だったり、どういうふうに今障害を持っている人たちが暮らしているかという点では分からなくなると思うんですね。その文京区で連絡会をやっている中に障害当事者が入っていないんですけど、やっぱり僕たちは、僕なんかもADHDとかいろいろあるので、障害を持っていることがずっとかかわりあるんですけど、やっぱりお母さんたちがずっと不安に感じているのはそういう制度が使えなかったりとか、相談の充実だとかいろいろあるところがあると思うんですが、ぜひ、役所のほうに障害を持って生きている、例えば学齢期のお子さんだったり、成人をしている私たちだったり、その援助とか通所をしている人たちを交流できる場とか、情報交換をちゃんとできる場をやっぱりつくっていただいて、お母さんたちも一緒に子育てをしていくというふうな方向性とかができればいいかなというふうに思っています。

あとすみません、1個だけ。まちづくりは文京区はすごく坂が多くて、今も多分、不忍通りのところはセットバックの問題があると思うんですけど、すごく文京区は坂が多くて、障害を持っている人は本当に住みづらい、生きづらい、電動車椅子があっても結構きつかったりするんです。そういう中で、やっぱり東京都とかいろいろな関係があると思うんですけど、やっぱりバリアフリー化の推進をどういうふうに進めていくかという点では、やっぱりいろんな方にちゃんと入っていただいた中でチェックは、今度の新しい福祉センターに関してもそうだと思うんですけど、いろいろ障害を持っている方だけじゃなくて、障害を持っていたり、高齢であったりという生活が難しい人たちとか、生きづらさを感じている人たちをぜひそういうところに入れていただいて、みんなで考えていける場を今後つくって、文京区の基本構想もあるので、つくっていただきたいなと思います。

**高山部会長：**整理をしますと、今やっていただきたいことは、例えば猿渡委員が言ったことがこの重点課題と、それから説明をされた方向性の中に入っているかどうかですよ。それを確認していただく。要するに今日確認をしていただきたいのは、この重点課題で行くということを確認していただく、あるいはこれじゃないということであれば意見を言っていただく。それから、方向性に関してもこれでいくということなのか、それとも、加えていくのかとこういうことを議論したいんですね。

ですから、今言われたことというのは入っているような気がするんです。バリアフリーも含めて。ですから、それをこの委員会で確認をしたいと思います。いかがでしょうか。

**佐藤委員：**障害者が自立に向けた地域生活ですけれども、やはりグループホームの建設がさほど進まない。障害者が増えているという中で、やはり、少し何かできる知的障害者がいる場合、サテライト型のグループホームという考え方も出てきているのではないかなと思っていますので、やはりそういう考え方も入れていただいた上で計画を立てていただくというのが一つ提案ですが。



**高山部会長：**このグループホームの問題というのは極めて大事ですし、文京区は圧倒的に少ないですね。だけど、行政につくってもらおうとかというだけではないわけですよ。お母さんたちがつくったっていいわけです。そういう意味では、江澤委員。このグループホームをつくっていくというのは、例えば園中で推進していくということ、もちろん行政との絡みはありますが、グループホームをつくっていくということは、土地が高いとかいろいろありますが、どういうところが一番問題なんですか。阻まれているところがあるんですね。横浜はいっぱいありますよね。

**江澤委員：**文京槐の会の江澤です。

つくるにあたって、小石川の私たちの事業も地元のやっぱり理解が得られずに、障害のある方たちが近隣に住むことによって治安が乱れるというような厳しいご意見をいただくという、そこら辺の啓発的な問題であるとか、今、地方の中ではご両親が自宅を提供して、自分の家をグループホームにして開設をするというようなことが非常に普及していますよね。そうすると、ご本人も住みなれた家屋、地域の中で非常にスムーズにそこでの居住ができるというような、そんな実践例も多く報告されていますので、方法としてはそうかなというふうに思っています。

僕はグループホームももちろんなんですが、一つの方法として、今年度から知的に障害のある方たち、それから精神の障害のある方たちも重度訪問介護が対象になるので、その辺の取り組みをしっかりとしながら、独居もありじゃないかなというふうには思うんですね。日中しっかりした場所に、通所施設に通いながら、夜間の見守り、それから必要な介助を受けて一人で暮らす。その向こう側にきっとグループホームって共同住宅が見えてくるかなというような可能性も僕は期待してはいるんですが。

**高山部会長：**障害者が地域で生活する場の確保というところの方向性がありますので、それにどういうふうに入れ込んでいくかということになると思います。

何かありますか、課長。

**障害福祉課長：**少し遅くなってしまいましたが、実は今日は佐久間委員がお休みされているんですが、メールが届いております。ご意見です。

これはテーマとしましてはひとにやさしいまちづくりの部分になります。「非当事者の多くは私を含み情報不足から来る無知の状態であり、無知は偏見にもつながります。非当事者も情報に多く触れるような文京区ならではのユニークな取り組みがあればいいなと思っておりますということで、前に住んでいた区でもそうですが、関心のある人は自分から情報のほうに近づいていくのですが、関心のない人には情報がなかなか届きません。関心のない人の手元に情報が届くような仕組みがつくれたらと思っています。」ということで、このごく普通に情報にふれるような機会をもっと、ユニークな方法も含めてできないかと、そういったご意見を読み上げさせていただきました。

**高山部会長：**ありがとうございます。それも5のところの方向性の中に入ってくると思います。

特に猿渡委員がいつも言っているように、障害当事者の方がこの発信していく機会であるとか、教育との連携だとかというのはすごく大切ですよ。

ほかにはいかがでしょうか。

**柴崎委員：**民生委員の柴崎です。

この中のどこに含めたらいいのかわからないんですが、障害のない人に障害の方たちを理解してもらおうもうちょっと充実した広報活動をしてほしいというのを一項目どこかに組み入れていただければと思います。

**高山部会長：**そうですね。佐久間委員との関連もありますが、それは5ですか。ひとにやさしいまちづくりの推進というところになるんですか。具体的には広報という形ですよ。

**障害福祉課長：**そうですね。やはりごく普通なことなんだという、知らないからちょっと怖いとそういうことがなく、ごく普通に目に触れ、耳にするという環境づくりかと思えますので、5番目のところに柱としては入るのかと思えます。表現に工夫をしながら佐久間委員、柴崎委員のご意見を参考にさせていただければと思います。

**古市委員：**その仕掛けづくりの中にはやはり子どものときから一緒に育つということもあると思えますので、この4番目の子どもの育ちの中の課題に、4つ目です。障害のある、なしにかかわらず、ともに地域で育ち合う環境づくりというのが一つ課題になっているんですけれども、こういったところに仕掛けを持って行って、例えばアンケート調査にもありますように、キッズルームの利用が極端に少なかったり、子ども広場のほうに行きにくかったりというところがあるので、やっぱりそこら辺はなぜ行きにくいのか、障害を持った子どもたち、親がなぜ行きにくいのかというところの調査をして、やはり行きやすい、ともに育つような、例えば専門家の相談員がそこにいたりとか、わざわざ福祉センターや教育センターに行かなくてもそこに相談員がいたりとか、自然に触れ合うような場をもうちょっとつくっていただければ、わざわざ広報活動をしなくても、小さいお子さんの中では一緒に育っているという、今、現状もありますので、そういったところも長い目で見れば子どもたちが育つ環境はいいのかなと思えます。

あと一つ、この課題は上から順番に重点課題というわけではないんですかね。どれも同じ比重でよろしいんですか。

**障害福祉課長：**はい。

**古市委員：**そうしますと、やはり障害のある子どもの居場所対策というのは急務だと思います。それはやはり子育てと仕事の両立を含む、障害のある子を持つ保護者への支援にもつながりますので、やはり子どもと離れて、自分の時間を持てるような、そんな仕掛けをつくっていただいて、より子育てを楽しめるような環境をつくっていただきたいなと思えます。

**高山部会長：**そういう意味では佐久間委員、柴崎委員、今、古市委員の意見から、課題の中の下から2番目、障害のある、なしにかかわらずともに地域で育ち合う環境づくりってありますよね。ここに仕掛けという言い方をされましたけど、これに方向性に入れますか。障害のある、なしにかかわらず、ともに地域で育ち合う環境づくりを方向性の中に入れる。そうすると今の3人のご意見が生きてくるかもしれないという感じがします。どうでしょうか。

**障害福祉課長：**では、そういう形で精査していただいてよろしいでしょうか。

**高山部会長：**ほかにはいかがでしょうか。

今日はこれを承認していただくということがメインになるとは思いますけれども、次は7月8日ですよ。7月8日には今度具体的にしていこうですよ。

**古市委員：**1点だけ。連絡協議会の古市です。

相談支援の充実ってあるんですけども、一言、相談支援のネットワークの充実とか、その連携という言葉も入れていただけるといいかな。個々で終わってしまうのではなくて、やはりさまざまな相談機関を使う上で、その連携というのが課題になってくるかなと思いますので、重ねてお願いいたします。

**高山部会長：**相談支援の連携の充実。

**障害福祉課長：**そうですね。相談体制自身もそうですし、先ほどのいろんな関係者のネットワークですが、相談支援体制及び関係機関の連携の構築とかそんな感じですか。一緒の行にするのか、別口のネットワーク体制の構築みたいなのを入れるか。いずれにしても、ネットワークということをもうちょっと強調する方向性ということですよ。

**古市委員：**そうですね。というのも、やっぱり相談がそこで終わってしまっただけではいけないと思うんです。やっぱりそこを関係機関につないでいただくとか、教育機関につないでいただくこと、次のステップにつなげていただくような仕組みをつくっていただきたいなと思います。

**障害福祉課長：**先ほどの広報も含めて、次回、この方針の案をお出ししてお諮りする形でよろしいでしょうか。今の形も相談支援のほうで少し表現を考えてきたいと思います。

**高山部会長：**今日のご意見をまとめて、次回、ご提案したいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

**江澤委員：**文京槐の会の江澤です。

先ほどお話をさせていただきました意思決定支援の支援なんですけども、当然、これはやられて当然というところなんですけども、なかなかやっぱりその関係者の意識がないと弱いところがあるのかななんていうふうにも思っておりますので、ぜひ、相談支援の充実ですとか、一番目の自立に向けた地域生活支援の充実等々の課題の中に、意思決定支援への配慮という一言を入れていただけるというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

**高山部会長：**重点課題のほうに。1の。

**江澤委員：**各項目のほうから。

**障害福祉課長：**(2)の相談支援の充実のところの方向性の中に入って、あるいはその視点の中にそういった。確かにここの中で読み取るには少し難しいところかと思っておりますので、入れ方を考えさせていただきます。意思決定支援への配慮あるいは支援という形でしょうか。

**高山部会長：**支援の充実ですよ。意思決定支援の配慮と充実でもいいですね。それも意見として承ります。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、この最初のページの重点課題のこの案ですが、このこれまでと同じ枠組みになりますが、この1から6というところの重点課題ということはこれでよろしいでしょうか。

今、ご意見をいただいたように方向性等々、今、幾つか意見をいただきましたのでこれを整理させていただいて、7月の第3回のときにご提示をするという形で確認をとっていくという形にしたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

時間が来ましたので、もし何かあれば。

**障害福祉課長：**それでは、次回、第3回の障害者部会の日程の確認です。第3回は7月8日火曜日、10時から12時、ここと同じ区議会第1委員会室で行います。今回は今先生がおっしゃったように、重点課題の方向性をもう一度、今、ご意見いただいたものの整理したものをご確認いただきます。そして今度はさらに細かい事業等も含めた体系図等をお示しし、それについてご意見をいただければと思っております。ご説明は以上です。

**高山部会長：**ほかに委員の方、何かございますか。よろしいですか。

これで第2回の障害者部会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上